

## 鳥取県労働委員会告示第1号

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18及び鳥取県労働委員会の運営に関する規則（平成17年鳥取県労働委員会規則第1号）第4条第1項の規定に基づき、平成18年における不当労働行為事件に係る審査の期間の目標の達成状況その他の審査の実施状況を次のとおり公表する。

平成19年1月19日

鳥取県労働委員会会長 太田正志

事件番号	事件名	申立人	不当労働行為の該当条項	請求する救済内容	申立年月日	終結年月日	処理に要した日数	調査回数	審問回数	証人数	終結区分	審査の期間の目標の達成状況
平成18年(不)第1号	鳥取県農協中央会不当労働行為救済申立事件	鳥取西部農業協同組合労働組合ほか6組合	労働組合法第7条第2号	団体交渉応諾	平成18年4月12日	平成18年9月28日	170日	4回	3回	2人	取下げ（関与和解）	達成

(注) 審査の期間の目標は10箇月（約300日）である。